

Report

市議会議員
小高ひろゆき
(初雁自由政令会所属)



2024.第36号

URL <http://www13.plala.or.jp/Odakahiroyuki/>

3月定例議会報告に寄せて

川越市議会議員 小高 浩行

新型コロナウイルス感染症と同様の扱いとなり、流行前の生活を取り戻しましょう。
3月定例会では、18歳までの医療費助成の拡大や給食の食材費高騰対策、1か月児検診、5歳児検診の開始など令和5年度補正予算6件、令和6年度予算10件及び補正予算1件、条例制定5件、条例一部改正34件、条例廃止1件、包括外部監査契約1件、権利の放棄2件、道路線の認定廃止3件、同意3件、意見1件、決議1件、意見書1件の審議を行いました。また、道の駅について一般質問しました。

概略を掲載しましたので、ご一読いただければ幸いです。これからも議会内容をできるだけわかりやすくお伝えして参りますので、よろしくお願い致します。

3月定例議会報告

議案はすべて原案可決されました

決議第1号 埼玉弁護士会からの戒告処分に対する川合善明市長の説明を求める決議

埼玉弁護士会から令和5年12月21日に戒告処分を受けたことに対する市長の説明を求める。

【市長説明】2018年に市道認定を巡っての住民訴訟で、正当な理由なく代理人を通さずに原告に質問状を送付したことが弁護士の職務基本規程に抵触するとして処分された。市長自身が訴訟に個人として補助参加していたので、弁護士の職務遂行上の行為ではないと思った。処分は重く受け止めていると説明した。(住民訴訟は原告敗訴が確定した。)

議案第1号 川越市企業版ふるさと納税基金条例の制定

まち・ひと・しごと創生寄付活用事業に要す

る経費の財源に充てるため、川越市企業版ふるさと納税基金を設置する条例を定める。

議案第2号 川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

本市の機関において番号利用法に定める個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために必要な特定個人情報について、引用する番号利用法で定める用語に係る規定を整理する。

議案第3号 川越市職員退職手当条例の一部改正

国立大学法人法の改正に伴い、引用条項に係る規定を整理する。

議案第4号 川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

夏季休暇の取得期間について6月から9月までを6月から10月までにする。

議案第5号 川越市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、管理不全空家等の所有者等に対する措置が定められたことによる規定の整理とともに、所要の規定を整備する。

議案第6号 川越市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について規定する条例を定める。

議案第7号 川越市無料定額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

入居申込者に対し文書の交付に代えて電磁的方法により重要事項等を提供する場合に用いる磁気ディスク等の名称を電磁的記録媒体に改める。

議案第8号 川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定生活介護事業所又は指定自立訓練事業所の従業者に言語聴覚士を加える。就労選択支援に係る指定障害福祉サービスの基準を規定する。地域との交流を図るため協議会の開催等を義務付けるなど所要の規定を整備する。

議案第9号 川越市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

生活介護又は自立訓練を行う場合の従業者に言語聴覚士を加える。地域との交流を図るため協議会の開催等を義務付ける。利用に関する意向等の定期的な確認の指針を定め、担当者の選任等を義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第10号 川越市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

生活介護事業所又は指定自立訓練事業所の従業者に言語聴覚士を加える。就労選択支援に係る障害福祉サービスの基準を規定するなど所要の規定を整備する。

議案第11号 川越市障害者支援施設の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

生活介護又は自立訓練を行う従業者に言語聴覚士を加える。地域との交流を図るため協議会の開催等を義務付ける。利用に関する意向等の定期的な確認の指針を定め、担当者の選任等を義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第12号 川越市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

養護老人ホームの長が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。

議案第13号 川越市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

軽費老人ホームの長が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。

議案第14号 川越市介護保険条例の一部改正

①第1号被保険者の区分を11段階から13段階に増やし、令和6年度から8年度の各年度における当該区分に応じた保険料率を定める。
②第1号被保険者のうち低所得者である者について、保険料の減額賦課に係る令和6年度から8年度の各年度における保険料率を定める。

議案第15号 川越市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正

施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務化する。利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の定期開催を義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第16号 川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営及び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

等を定める条例等の一部改正

施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務化する。利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の定期開催を義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第17号 川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務化する。利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の定期開催を義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第18号 川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第19号 川越市指定介護老人福祉の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。

議案第20号 川越市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正

施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととするなど所要の規定を整備する。

議案第21号 川越市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

人員配置の基準を緩和する。施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。支援の開始に際し居宅サービス計画の各サービスの利用割合等について利用者に説明し理解を得ることを努力義務に緩和する。やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その状況等のやむを得ない理由の記録を義務付ける。面接についてテレビ電話装置等の利用を認める。利用者のサービス選択に資する重要事項についてインターネットによる公衆の閲覧を義務付けるなど所要の規定を整備する。

議案第22号 川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

人員配置の基準を定める。通常の実施地域以外の居宅を訪問して支援を行う場合に利用者から交通費の支払いを受けられるようにする。利用者のサービス選択に資する重要事項についてインターネットによる公衆の閲覧を義務付ける。やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その状況等のやむを得ない理由の記録を義務付ける。面接についてテレビ電話装置等の利用を認めるなど所要の規定を整備する。

議案第23号 川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正

施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。入所者の病状が急変した場合の協力医療機関等に関する基準を定める。利用者のサービス選択に資する重要事項についてインターネットによる公衆の閲覧を義務付ける。入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の定期開催を義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第24号 川越市指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営に関する基準を定める条例の廃止

健康保険法等の一部改正により、改正前の介護保険法の規定の効力が失われることにより条例を廃止する。

議案第25号 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市児童発達支援センター条例の一部改正

児童福祉法の改正により引用条項に係る規定を整理する。

議案第26号 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

利用者の施設選択に資する重要事項についてインターネットによる公衆の閲覧を義務付ける。保護者等に対し書面等の交付に代えて電磁的方法により記載事項を提供する場合に用いる磁気ディスク等の名称を電磁的記録媒体に改める。

議案第27号 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化する。児童発達支援センターの人員等の基準に係る障害児、難聴児及び重症心身障害児の区分を一元化する。施設管理者が他の事業所等の職務に従事できる場合、同一敷地内にある他の事業所等に限定しないこととする。自立した日常生活又は社会生活を営めるよう障害児及び保護者の意思をできる限り尊重する配慮を義務付ける。支援の提供に当たり心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容とすることを義務付ける。指定児童発達支援事業者等が行う自己評価の実施方法を明確化するとともに指定保育所等訪問支援事業者に自己評価の実施を義務付ける。児童発達支援計画等の原案にインクルージョンの観点を踏まえた支援等の具体的な内容を定めることを義務化するなど所要の規定を整備する。

議案第28号 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

本市の区域外の介護保険施設等の入所者であり、本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の規定による支給を受けている者等を医療費助成金の支給対象者に加える。

議案第29号 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会条例の制定

老朽化した環境衛生センターを更新するため新たな施設整備と運営事業に係る事業者の選定に関する事項等を審議する付属機関を設置する。

議案第30号 川越市建築基準法関係手数料条例の一部改正

既存建築物の大規模修繕等に対する①敷地と道路の関係の建築制限の緩和に係る認定申請、②道路内における建築制限の緩和に係る認定申請の審査手数料を規定する。

議案第31号 川越市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正

条令の題名及び引用する法令の題名を改める。

議案第32号 川越市市営住宅条例の一部改正

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正で引用規定を整理する。

議案第33号 川越市水道事業給水条例の一部改正

水道法の改正で引用規定を整理する。

議案第34号 川越市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び川越市監査委員条例の一部改正

地方自治法の改正で引用規定を整理する。

議案第35号 川越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

自ら所有する住宅への住居手当を廃止する。

議案第36号 川越市山王塚古墳整備検討委員会条例の制定

古墳の整備に関する事項を検討する付属機関を設置する。

議案第37号 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の制定

学校の適正規模及び適正配置に関する事項を調査審議する付属機関を設置する。

議案第38号 川越市会計年度任用職員である教育職員の報酬等に関する条例の一部改正

会計年度任用教育職員に勤勉手当を支給する。

議案第39号 包括外部監査契約の締結
公認会計士と1,200万円を上限とする包括外部監査契約を締結する。

議案第40号 権利の放棄について
市営住宅使用料、市営住宅損害金及び遅延損害金1,658,700円の支払いについて、相手方が生活保護法の保護を受け、今後も資力の回復が困難と見込まれることから請求権を放棄する。

議案第41号 権利の放棄について
市営住宅使用料及び遅延損害金553,325円の支払いについて、相手方が死亡し、相続人が債務の相続を放棄し、相続財産からの弁済見込みが無くなったため請求権を放棄する。

議案第42号 川越市道路線の認定
道路機能の一部喪失に伴い大字中福地内の市道6469号線を変更認定する。延長465.6m、幅員1.5～3.0m、面積1,019㎡

議案第43号 川越市道路線の廃止
道路の一部機能喪失に伴い大字中福地内の市道6469号線を廃止する。延長796.0m、幅員1.5～3.5m、面積1,477㎡

議案第44号 川越市道路線の認定（開発行為）

開発に伴い小仙波町3丁目地内ほかに新設された市道1682号線ほか5路線を市道として認定する。延長476.4m、幅員4.2～12.5m、面積2,130㎡

議案第45号 令和5年度川越市一般会計補正予算（第8号）

地方交付税の追加や事業の精算などに伴い補正する。主な歳入は追加交付の普通交付税543,491千円、保育所等の施設型給付費等国庫負担金95,842千円、感染症発生動向調査事業費負担金▲134,163千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金▲180,000千円、幼稚園等利用給付費等国庫負担金▲35,000千円、番号制度関連事

務国庫補助金▲74,005千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金▲520,000千円、社会資本整備国庫補助金道路分▲55,235千円、保育所等施設型給付費等県負担金40,861千円、主要地方道川越栗橋線交通安全施設等整備県委託金▲152,100千円、県道川越越生線整備事業県委託金▲258,100千円、土地売却収入212,738千円、減債基金繰入金▲300,000千円、前年度繰越金2,384,507千円、旧東後楽会館解体事業債▲44,100千円、公立保育施設整備事業債▲52,700千円、資源化センター施設管理事業債▲144,800千円、道路新設改良事業債や河川整備事業債など土木債▲415,700千円、歳出は財政調整基金積立金3,071,616千円、減債基金積立金241,487千円、住民基本台帳事務▲74,005千円、後期高齢者広域連合負担金77,848千円、保育所等施設型給付費182,477千円、小規模保育等地域型保育給付費57,998千円、生活保護等認定・支給事務198,367千円、生活保護等扶助費46,000千円、感染症等対策▲510,464千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業▲539,325千円、斎場運営管理▲100,000千円、東清掃センター運営管理▲87,572千円、資源化センター運営管理▲181,150千円、環境衛生センター運営管理▲55,000千円、道路新設改良費▲322,870千円、河川総務費▲119,400千円、土地区画整理費▲407,098千円、幼稚園費▲51,901千円、小学校学校管理費▲69,000千円、中学校学校管理費▲60,000千円、公有財産購入費▲76,145千円、土地開発公社利子補給等▲51,578千円など合計670,591千円増額し、予算総額131,835,137千円とする。

議案第61号（追加） 令和5年度川越市一般会計補正予算（第9号）

国の補正予算に伴い事業を追加し、翌年度に繰越明許する。仮称東環状線（市道3571号線及び市道0023号線）工事など183,866千円、新宿町3丁目交差点整備など132,254千円、小学校大規模改造（新宿小、広谷小）トイレ改修（仙波小）など437,219千

円、中学校大規模改修（野田中、南古谷中、鯨井中）トイレ改修（大東中）など869,772千円、合計1,629,502千円増額し、予算総額133,464,639千円とする。

議案第46号 令和5年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入は後期高齢者保険料▲180,000千円、繰入金▲28,758千円、歳出は後期高齢者医療一般事務▲8,844千円、広域連合納付金▲199,914千円の合計▲208,758千円減額し、予算総額5,354,142千円とする。

議案第47号 令和5年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

歳入は繰越金69千円、市債1,900千円、歳出は総務費1,969千円増額し、予算総額209,811千円とする

議案第48号 令和5年度川越市水道事業会計補正予算（第3号）

事業の補正に伴う消費税還付金の減額で収益的収入▲38,343千円、原水及び浄水費などの精算により収益的支出▲212,960千円、工事負担金の精算により資本的収入▲3,136千円、事業の精算により資本的支出の建設改良費▲374,360千円減額する。継続費補正で仙波4丁目添架管改良事業の総額を25,300千円から13,640千円に減額し、大字笠幡添架管改良事業の総額を200,266千円から211,266千円に増額する。

議案第49号 令和5年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

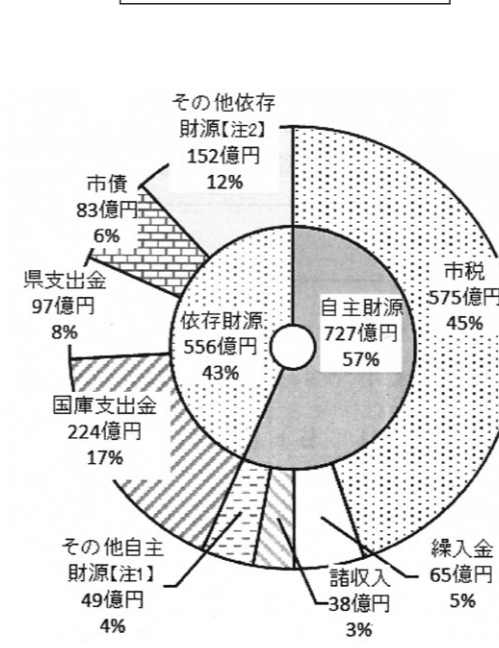
事業の精算により雨水処理負担金及び消費税還付金の減額で収益的収入▲92,761千円、事業の精算によりポンプ場費等の減額など収益的支出▲58,861千円、事業の精算により他会計補助金増で資本的収入5,300千円、事業の精算により資本的支出の建設改良費▲958,951千円減額する。継続費補正で藤原町雨水貯留施設築造事業の総額を410,000千円から385,950千円に、的場北1丁目下水道管路施設布設替事業の総額を198,000千円から168,300千円に、岸町1丁目下水道管路施設更生事業の総額を336,600千円から225,605千円に減額する。

議案第50号 令和6年度川越市一般会計予算

議案第59号 令和6年度川越市公共下水道事業会計予算

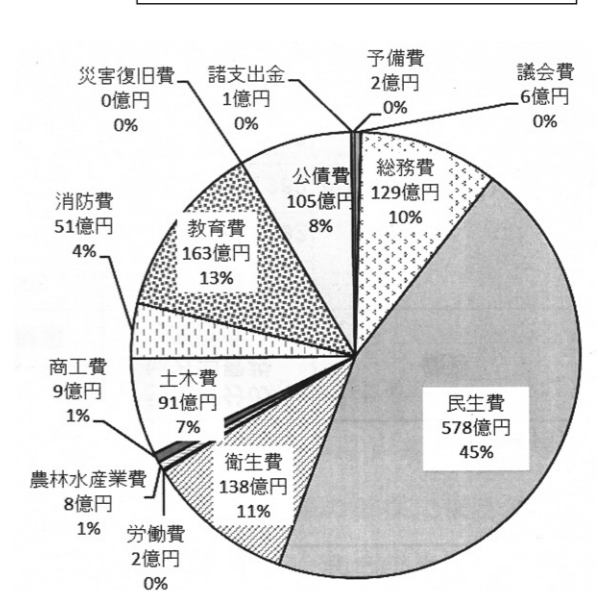
議案第60号（追加）川越市非常勤消防

令和6年度一般会計歳入予算



※計数はそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

令和6年度一般会計歳出予算（目的別）



団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるものです。

議案第62号（追加）令和6年度川越市一般会計補正予算（第1号）

国の経済対策に基づき令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみとなる世帯に10万円給付し、定額減税10万円をしきれない所得水準の世帯に1万円単位で差額を給付するために37億1,520万1千円、また、こども加算給付金給付事業として令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみとなる世帯の18歳以下に児童1人当たり5万円を給付するため1億616万2千円を増額補正し、予算総額132,171,363千円とする。

議案第63号（追加）川越市税条例の一部改正

地方税法の改正に伴い、令和6年能登半島地震による災害で資産が受けた損失の金額を令和5年分の雑損控除の適用対象とする特別措置を講じるものです。

同意第1号 副市長の選任の同意

副市長栗原薫氏の任期満了に伴い、再任に同意する。

同意第2号 教育委員会委員の任命の同意

教育委員会委員佐久間佳枝氏の任期満了に伴い、岡本紘子氏の任命に同意する。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

固定資産評価審査委員会委員野原英一氏の任期満了に伴い、再任に同意する。

意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦の意見

人権擁護委員金子洋子氏の任期満了に伴い、福田和子氏の推薦に同意する。

意見書第1号 独立行政法人国立女性教育会館の現在地での存続を求める意見書

国立女性教育会館はわが国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成促進をすることを目的として、設置から47年が経過した。（中略）昨年、関係府省から嵐山町に対して、現行施設を閉鎖し機能を移転する方針などが伝えられたと報道された。（中略）市内外から存続を求める声が高まっている。よって、国においては、国立女性教育会館の現在地における存続を強く求める。

会計別令和6年度予算額一覧表

Table with columns for '区分', '令和6年度当初予算(A)', '令和5年度当初予算(B)', '令和5年度補正後最終予算(C)', '前年度との比較' (including '当初(A)-(B)', '増減率(A-B)/B', '最終(A)-(C)'), and '増減率(A-C)/C'. It lists various budget items like '一般会計', '国民健康保険事業', '後期高齢者医療事業', etc.

令和6年度一般会計予算の主な事業

- ◎こども医療費支給【拡大】 15億3,611万4千円
医療費助成（入院・通院）の対象年齢を15歳（中学3年生）から18歳（高校3年生相当）に拡大
- ◎乳幼児健康診査の充実 【新規】1,181万6千円
4か月児、1歳6か月児、3歳児に実施していた乳幼児健康診査に1か月児と5歳児を追加（1か月児は医療機関に委託し一部助成8,985千円、5歳児は希望者に集団検診2,831千円）
- ◎小・中学校体育館空調設置等整備 20億6,780万円
児童生徒の熱中症対策、災害時の避難所の環境改善のため、市立小中学校54校の体育館に令和5年度から3年間かけて空調設備設置（第1期工事：小学校7校・中学校11校、第2期工事：小学校7校・中学校11校、第3期工事：小学校18校）総額4億2,740万円予定
- ◎霞ヶ関北市民センター建設 【新規】5億7,260万円
老朽化及び狭隘化した霞ヶ関北公民館と霞ヶ関北市民センターを一体化して霞ヶ関北小学校跡地に建設（6・7年の継続費：総額9億5,260万円）
- ◎多目的グラウンド整備 【新規】1億9,475万6千円
宮元町の旧川越保健所跡地約5,680㎡に、多目的グラウンドを整備するための用地取得と設計業務委託
- ◎（仮称）新宿町1丁目広場防災施設等整備 1億4,590万円
川越駅西口の地方庁舎跡地11,854㎡に、防災機能を有した広場を整備するための造成工事（7年：広場整備工事）
- ◎（仮称）川越東環状線の市道0023・3571号線整備 3億5,429万円
県道川越栗橋線から東側約250mの道路整備（1億9,600万円）及び用地取得費（1億5,829万円）残りを3年間で整備
- ◎県道川越栗橋線と（仮称）川越東環状線（市道0023号線）の交差点改良 2億9,148万円
交差点部分の右折車線や歩道整備（1億5,100万円）及び用地取得費（1億4,048万円）
- ◎南古谷駅周辺地区整備 9億4,281万5千円
南古谷駅自由通路設置及び橋上化の実設計画、南古谷伊佐沼線整備の用地取得（JR東日本と自由通路等整備協定締結予定・令和6～10年度・限度額45億3,500万円）
- ◎文化創造インキュベーション施設運営管理 【新規】6,192万3千円
旧川越織物市場と旧栄養食配給所を活用し、利用者の創業や新たなビジネス創出のための支援実施
- ◎（仮称）川越市污泥再生処理センター施設整備 【新規】1,155万7千円
老朽化した環境衛生センターの施設を更新するための設計・施工・維持管理及び運営業務を一括して発注する施設整備の事業者選定（更新整備・令和6～9年度・総額38億8,610万円、運営業務・令和6～24年度・限度額40億3,387万7千円）
- ◎第5次川越市総合計画の策定 【新規】1,735万1千円
令和8年度を始期とする次期計画の策定に向けて、庁内検討作業を行い基本構想と前期基本計画の素案作成（次期計画の策定支援業務委託・令和7年度債務負担行為・限度額1,650万円）
- ◎給食食材費等物価高騰対策 1億8,120万1千円
給食における食材費の高騰による影響を抑制するため予算増額（学校給食1億1,314万2千円、公立保育所2,710万4千円、民間保育所3,576万3千円、認可外保育施設519万2千円）
- ◎高齢者補聴器購入費補助 【新規】300万円
補聴器が必要な65歳以上の者（身体障害者除く）の管理医療機器認定補聴器購入に3万円を上限に補助

一般質問

道の駅について

平成27年9月議会で、「川越北環状線沿いの拠点形成について」と題して、道の駅の設置について一般質問し、「中長期的な視点から検討する必要がある」と答弁をいただき、それから9年が経過し、改めて道の駅に対する市の認識を確認しましたので、概略を報告します。



一般質問登壇風景

Q：道の駅とはこういった施設か、また、第3ステージとはどのような内容か

A：24時間、無料で利用できる駐車場やトイレを備えた「休憩機能」、道路情報や地域の観光情報、緊急医療情報などを提供する「情報発信機能」、文化教養施設や観光レクリエーション施設などの地域振興施設による「地域連携機能」の3つを併せ持つ休憩施設で、平成5年に誕生した。国の資料によると「通過する道路利用者のサービス提供の場」として平成5年からの第1ステージ、「道の駅自体が目的地」となる平成25年からの第2ステージを経て、令和2年度からの第3ステージでは、地域の活性化や安全・安心等の実現を図るとともに、道の駅が全国に設置されている強みを生かし「地域創生・観光を加速させる拠点」に加え、「ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献」を新たなコンセプトに掲げ、観光や防災など更なる地方創生に向けた取組を行うとともに、新たな魅力を持つ地域づくりへの貢献を目指すとしている。

Q：道の駅に併設される各種機能にはどのようなものか

A：①バス、自動車、レンタカーなど多様な交通手段と地域・観光施設情報等をまとめて提供されるサービス、いわゆる観光MaaS（マース）の機能、②広域的な防災

機能として、地域住民や道路利用者などの一時的な避難所としての機能、③支援物資の集配基地や災害復旧車両の中継地となるなど、地域の復旧、復興の拠点としての機能、④地域の課題解決や民間とタイアップした「地域活性化プロジェクト」の実施、子育て支援施設の併設、高齢者の生活の足となる自動運転ターミナルの設置、多くの学生たちをインターンとして受け入れるなど、あらゆる世代が活躍する舞台となる地域センター機能などがある。

Q：道の駅は県内に何カ所あるのか、また、首都圏30キロメートル圏内に道の駅は何カ所あるのか

A：県内に20カ所、東京駅から直線で30キロメートル圏内には3カ所（川口市、柏市、市川市）ある。

Q：他市の道の駅の売上高や経済効果はどうなっているのか

A：「一般社団法人全国道の駅連絡会」の調査では、売上高の多い順に1億円以上2億円未満、5千万円以上1億円未満、1千万円以上5千万円未満となっており、売上高が10億円以上の道の駅もあり平均で約2億4千万円である。また、来訪者の38.5%が地域内来訪者で、観光は42.5%、仕事などが15%である。地域内の来訪者の消費のほか、全体の57.5%を占める観光や仕事などによ

る地域外からの来訪者の消費も見込めることから、道の駅が立地する地域への経済効果はあると考える。

Q：国土交通省は能登半島地震を受けて、道の駅に防災用コンテナを設置して、災害発生時に活用しやすくするガイドラインを策定する方針を示しているが、防災用コンテナとはどういったもので、どのような活用が想定されるのか

A：電源設備コンテナや備蓄コンテナなど様々な種類がある。代表的なものはコンテナ型トイレで、トラックでの運搬が可能なことから災害によりトイレが使用できなくなった地域に早期に設置できるメリットがある。防災以外にもイベント会場での活用も想定される。

Q：観光客の車両による市街地の道路渋滞緩和に向けたパークアンドライドの現状と効果はどうなっているのか、また、昨年度実施した実証実験の結果を受けて、今後、どのように進めていくのか

A：現在、アグレッシュ川越に隣接する郊外型無料観光駐車場からバスやシェアサイクル等を利用して中心市街地まで来ていただくパークアンドライドを実施している。曜日や天候等により利用状況が異なるが、大型連休時には満車となり車両の流入抑制に一定の効果がある。ピーク時の駐車場の確保や満空情報の発信による空き駐車場への誘導が課題である。昨年度の実証実験の利用者アンケートから郊外型駐車場の設置に当たり、目的地まで徒歩10分程度の場所か、またはバス等による移動手段を求める声が多かった。今後は費用対効果を鑑み、利用の集中する大型連休を中心に施設の充実に検討したい。

Q：川越北環状線の沿線道路などで大型車両の時間調整の駐車が見受けられるが、工業団地などへの大型車両の時間調整などの駐車スペースは確保されているのか

A：市内の工業会から要望を受け、周辺の市民生活への影響軽減のため、工業団地に

隣接する市有地を大型車両待機場としていますが、足りず更なる確保の要望がある。

Q：首都圏中央連絡自動車道（圏央道）を利用した成田空港からの観光客の誘導やバスなど都心からの大型バスによる観光誘導のためには、道の駅のような大規模な駐車場スペースの必要性について、市の見解は

A：外国人観光客を含む都内などを出発地とする団体バスツアーの利用促進につながると考えられるほか、パークアンドライドとしての利用促進により、市街地への大型バスの流入抑制にも有効である。郊外型駐車場の拡大、新設等の整備を進める必要性があり検討したい。

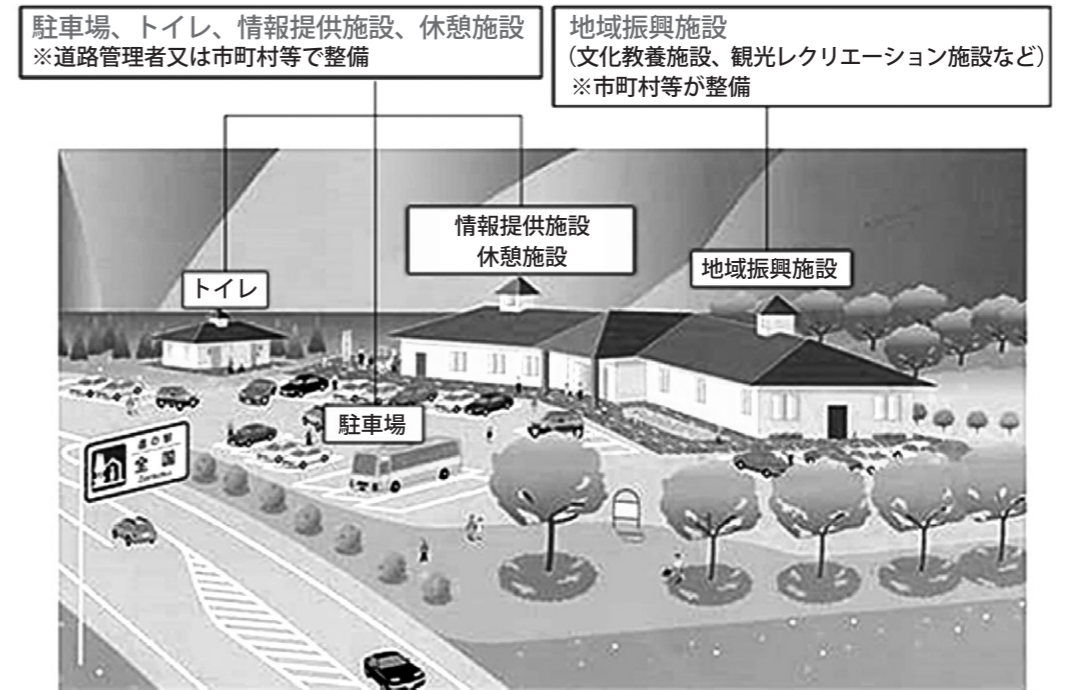
Q：熊本地震や能登半島地震では、自家用車の中で避難する住民が多くいたことから、自家用車での避難場所の確保も課題となっていたと認識している。道の駅のような大規模な駐車場があれば有効活用できると思う、防災基地としての道の駅の機能について市の見解は

A：災害時の一時避難所、食料や物資の集配拠点、自衛隊、警察、消防等の活動拠点などの機能が考えられる。

Q：本市には国道16号線、国道254号線、254号線バイパス川越志木線、川越北環状線など、主要な道路があり大量の車両が日々走っている。道の駅のような施設を設置することで、この交通需要を通過させずに引きとどめることで経済効果を生み出すことは、地域経済の発展にも貢献するものと考えますが、市の見解は

A：仕事や観光、近隣地域の方々が訪れる地域の拠点となる施設であり、近年では農産物の販売や飲食店のほか、遊具で遊べる広場や農園、温泉や公園を併設する施設も出ている。経済効果は規模や内容により異なるが、多くのドライバーが立ち寄ることから消費活動が行われ、一定の経済効果は見込める。また、働く方の雇用の場も生まれることから地域経済の発展に貢献すると考える。

「道の駅」の施設配置



国土交通省のホームページより

国土交通省のホームページから、道の駅の施設配置例です。道の駅は平成5年に103駅が登録されてから30年が経過し、2月16日時点で、全国に1,213駅、年間利用客は約2億人、年間売上額は約2,500億円にも上っている。

Q：道の駅にドライバーの休憩スペース機能や災害発生時の防災拠点機能、遊び場など市民の娯楽機能、地場産物加工販売機能、観光客のパークアンドライド拠点機能など複合的な機能を想定した場合、国や県のどのようなメニューがあり、どのような支援が受けられるのか

A：各省庁の道の駅支援メニューは34あり、各自治体が整備目的に合わせて支援メニューを検討する。例えば、ドライバーの休憩施設や防災機能を有する施設整備には、補助対象経費の1/2が交付される「社会資本整備総合交付金」があり、生産加工施設や体験施設の整備には、事業メニューにより補助対象経費の3/10や1/2等が交付される「農山漁村振興交付金」などがある。

Q：道の駅をJAいるま野アグレッシュ川越周辺に設ける場合、国道16号と川越志木線の合流部付近に設ける場合、あるいは川越北環状線沿線に設ける場合、川越総合卸売市場に隣接して設ける場合など様々な想定についての課題は何か

A：設置しようとする場所が開発行為や建築行為が原則禁止されている「市街化調整区域」であるかどうかのほか、「市街化区域」の場合でも土地の取得費用が増大、必要な面積の確保が難しいなど考えられる。また、交通量が多い幹線道路沿いの場合、周辺の交通渋滞の発生が予測され、十分な広さの駐車場用地の確保や道路の拡張工事の可能性もあり、24時間利用できる道の駅設置には、騒音や駐車場の長時間占拠など利用者のマナー違反も考えられ、周辺住民の合意形成も課題である。



本市のパークアンドライドの推進や大型車両の駐車スペース不足を鑑みた場合、本市の道の駅として、パークアンドライドの実証実験から、①のJAいるまの本店周辺あるいは②のJAいるま野アグレッシュ周辺への設置が想定される。また、国道結節点を考慮すると③の国道16号と川越志木線の合流部付近の設置が想定でき、また、卸売市場の活性化を兼ねた道の駅としては④の市場隣接地が想定される。

Q：限られた財源をより有効に使用するためには、投資による経済効果も考慮して、産業誘致や道の駅など税収源になるような稼げる事業への投資を優先すべきと考えるが、計画なければ実現なし、道の駅などの拠点整備を長期計画に盛り込むことについての市長の見解は

A：道の駅の大型化により多額の費用が掛かることや他の民間施設との競合に配慮する必要があるとともに、広域的な防災機能

を担うこととする場合には、浸水想定区域を避けるなど、設置場所についても十分検討が必要である。道の駅については、その機能により賑わいや防災機能などにも有効な施設になりうると考えられるので、整備に係る様々な課題と費用対効果も鑑みながら、市の長期計画に盛り込むことも含めて調査研究したい。

この市政報告の郵送を希望される方は、
電話 (FAX 共通) 049-224-7356 小高宅まで ご住所などをご連絡ください。
また、お知り合いの方をご紹介しますようお願い申し上げます。

